

平成27年度町税条例改正要旨

1. 猶予制度の見直し

地方税の猶予制度について、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するために、国税の見直しと同様に「申請による換価猶予の制度」を設けるとともに、換価猶予に係る申請期限や担保が不要になる要件など一定の事項については地域の実情に応じて条例で定めることとなった。

	要件	申請等	改正前(地方税法の規定)	改正後
徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ①災害、盗難、病気等 ②事業の休廃止等 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は1年以内 (延長可。最大通算2年以内) ・新たな督促、滞納処分の禁止 	納税者の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・原則担保が必要 ※50万円以下の場合等は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の場合には担保不要 ・猶予に係る金額が100万円以下の場合 ・猶予期間が3月以内である場合 ・特別の事情がある場合 【申請書に記載すべき事項】 ・一時に納付できない事情の詳細 ・猶予を受ける金額、期間 ・分割納付の期限及び金額 ・担保内容(提供する場合) 【提出資料等】 ・事実を証する書類 ・財産目録、収支の実績等 ・担保提供に関する書類
換価猶予	<p>次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業継続、生活維持困難 ②猶予することが徴収上有利 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は1年以内 (延長可。最大通算2年以内) 	<p style="text-align: center;">地方団体の長の職権</p> <hr/> <p>※新設 納税者の申請 申請期限:納期限から 6月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則担保が必要 ※50万円以下の場合等は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の場合には担保不要 ・猶予に係る金額が100万円以下の場合 ・猶予期間が3月以内である場合 ・特別の事情がある場合 【申請書に記載すべき事項】 ・一時に納付できない事情の詳細 ・猶予を受ける金額、期間 ・分割納付の期限及び金額 ・担保内容(提供する場合) 【提出資料等】 ・財産目録、収支の実績等 ・担保提供に関する書類

2. 軽自動車税の見直し

一定の環境性能を有する軽4輪車等について、グリーン化特例(軽課)が導入された。

・軽課年度は平成28年度分の軽自動車税に限る。

・適用は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた軽3輪、軽4輪車

(1)

・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車で、平成21年排出ガス10%低減 税率を概ね75%軽減	区分	通常	軽減後
	3輪	3,900円	1,000円
	4輪乗用営業用	6,900円	1,800円
	4輪乗用自家用	10,800円	2,700円
	4輪貨物営業用	3,800円	1,000円
	4輪貨物自家用	5,000円	1,300円

(2)

・平成17年排出ガス基準75%達成車で、 かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 ・平成17年排出ガス基準75%達成車で、 かつ成27年度燃費基準+35%達成の貨物用車 税率を概ね50%軽減	区分	通常	軽減後
	3輪	3,900円	2,000円
	4輪乗用営業用	6,900円	3,500円
	4輪乗用自家用	10,800円	5,400円
	4輪貨物営業用	3,800円	1,900円
	4輪貨物自家用	5,000円	2,500円

(3)

・平成17年排出ガス基準75%達成車で、 かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 ・平成17年排出ガス基準75%達成車で、 かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物用車 税率を概ね25%軽減	区分	通常	軽減後
	3輪	3,900円	3,000円
	4輪乗用営業用	6,900円	5,200円
	4輪乗用自家用	10,800円	8,100円
	4輪貨物営業用	3,800円	2,900円
	4輪貨物自家用	5,000円	3,800円

3. 固定資産税の減額措置

地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を町が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例制度(わがまち特例)を、下記の固定資産税の特例措置において取り入れる。

(1)新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 特例率 3分の2

4. マイナンバー関係

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申告書を提出する際に個人の場合は氏名に加え個人番号を、法人の場合は名称に加え法人番号を記載することとする。